

# 横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画

横 手 市  
横手市教育委員会

平成25年 7月 1日 告示

(横手市告示第178号)

(横手市教育委員会告示第8号)

変更 平成25年11月 1日 告示

(横手市告示第221号)

(横手市教育委員会告示第14号)

変更 平成27年 3月 2日 告示

(横手市告示第26号)

(横手市教育委員会告示第4号)

変更 平成27年 8月 17日 告示

(横手市告示第173号)

(横手市教育委員会告示第12号)

# 横手市増田伝統的建造物群保存地区 保存計画 目 次

<b>1. 保存計画の基本事項</b> · · · · ·	4
(1) 保存計画の基調	
(2) 保存地区の名称	
<b>2. 保存地区の保存に関する基本計画</b> · · · · ·	4
(1) 保存地区の沿革	
(2) 保存地区の現況	
(3) 保存地区の特性	
1) 表通りの町並み   2) 側面及び路地通りの町並み   3) 裏通りの町並み	
(4) 伝統的建造物の特性	
1) 主屋   2) 土蔵   3) 付属屋   4) 洋風建築   5) 社寺建築   6) 工作物	
(5) 保存の方向	
(6) 保存の内容	
<b>3. 保存地区における伝統的建造物及び環境物件の特定</b> · · · · ·	13
(1) 伝統的建造物	
(2) 環境物件	
<b>4. 保存地区内における建築物等の保存整備計画</b> · · · · ·	14
(1) 保存整備の方向	
(2) 保存整備計画	
1) 伝統的建造物の保存   2) 環境物件の現状維持及び復旧	
3) 伝統的建造物以外の建築物などの修景   4) 雪に配慮した保存整備	
<b>5. 保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる助成措置など</b> · · · · ·	15
(1) 経費の補助	
(2) 技術的援助	
(3) 固定資産税の軽減	
(4) 保存団体等への助成	
(5) 頸彰及び普及啓発	
<b>6. 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画</b> · · · · ·	16
(1) 管理施設等	
(2) 防災施設等	

(3) 環境の整備等

7. 保存地区の活性化とまちづくり計画	17
(1) 保存地区を核としたまちづくりの推進	
(2) 地域経済活動の活性化	

別表 1 伝統的建造物（建築物）	18
別表 2 伝統的建造物（工作物）	22
別表 3 環境物件	22
別表 4 修理基準	23
別表 5 復旧基準	23
別表 6 修景基準	24
別表 7 許可基準	27
別図 1 伝統的建造物群保存地区	28
別図 2 各通りの特性図	29
別図 3 伝統的建造物（建築物）位置図	30
別図 4 伝統的建造物（工作物）位置図	31
別図 5 環境物件位置図	32

## 1. 保存計画の基本事項

### (1) 保存計画の基調

この保存計画は、横手市増田地区の先人が生み出し、受け継いできた個性ある歴史的町並みを、地区住民や横手市民の共有の財産として将来に向けて保存するとともに、まちづくりにおいてその活用を図り、生活環境の向上や地域振興、地域産業の育成などに資することを目的とする。

### (2) 保存地区の名称

名称：横手市増田伝統的建造物群保存地区

面積：約 10.6ha

範囲：横手市増田町増田字本町、字田町、字中町及び字七日町の各一部

（範囲は別図 1 のとおり）

## 2. 保存地区の保存に関する基本計画

### (1) 保存地区の沿革

増田地区は横手盆地の南東部に位置し、雄物川支流であり奥羽山脈を源とする成瀬川と皆瀬川の両川が合流する地点にある。地区の西側は平野部で古くから田園地帯として開け、東側は奥羽山脈を後背地とし焼石岳などの 1,000 メートル級の山岳地帯がそびえる。気候は寒暖の差が激しい盆地型の気候で、秋田県内でも有数の豪雪地帯となっている。豪雪は雪解け水として豊富な水をこの地域に供給し、肥沃な耕地を生み、稲作をはじめとする農業を発展させる基盤となった。

増田の基礎は貞治年間（1362～67）に小笠原義冬によって増田城（土肥城）が築城されたことにある。戦国時代までに城主が土肥氏に交代した後、元和元年（1615）の「一国一城令」後に廃城になった。近世初期までは、地区一帯が城下町としての機能を果たしていたと推測される。成瀬川から取水する下夕堰は、その時期には既に農業用水として利用され、地区内を横断し増田城の周囲を取り巻く水路網が整備されていたとみられ、増田地区は、こうした中世城下町の骨格を踏襲しながら今日みられる町割が成立したと考えられる。

江戸時代における増田（増田村）は、縫殿村、八木村など寄郷 10 カ村の親郷で、特に 17 世紀後半から 18 世紀にかけて地域の商品流通の要の役割を担っていたことから、その頃に家数が大きく増加し、町として発展を遂げた。その源流の一つともいえる寛永 20 年（1643）に始まったとされる藩公認の定期市（朝市）は、当初本町で開設されたものが、文化・文政期には本町のほか田町・中町・七日町などを加えた 7 町に広がっている。このうち、本町と中町、七日町については、古絵図から 17 世紀後半にはすでに成立していたことは明らかで、手倉街道と小安街道という旧街道に沿ってこれらの町が成立し、さらに増田城跡を中心とし旧街道に配された満福寺や月山神社、通覚寺といった主要施設に沿って町場が広がっていったものとみられる。明治 9 年（1876）には定期市を中町と七日町で開設することとなり、藩政期以来商業の中心地であった中町と七日町が、その後も商業地の中核として発展した。

明治期になって、増田地区は在来産業である稲作のほか、養蚕、葉タバコ栽培、林業などにおいて農事改良等が大きく進展し、生産高も増加した。これらを主力商品として取引する商家の経済活動域は、交通通信体系の整備とあいまって広範囲に及んだ。こうした増田地区及び周辺地域における在来産業の発展は、増田地区の商業や金融を活性化させ、様々な新事業を生み出した。明治28年（1895）に地元商人らによって増田銀行が設立されて以後、羽後葉煙草合資会社、合資会社長坂商店のほか、増田製陶合資会社や増田水力電気株式会社などの地元資本の企業が明治期のうちに設立された。特に増田水力電気会社は、昭和前期には横手、湯沢をはじめ18町49村に電力を供給する県南地域唯一の独占事業体であった。さらに、大正4年（1915）の吉乃鉱山における熊ノ沢大鉱床の発見により、約1万人にのぼる鉱山関係者が流入し、生活・鉱山物資の流通量の増加も影響して市街地は大幅に拡大し、明治期には田畠であった区画に市街地が形成された。こうした企業及び個人の商取引や物資の流通は、本町、中町、七日町を起点あるいは中継地にして行われ、商業の中心地としての地位を維持しながら、その過程で「内蔵」、「外蔵」と呼ばれる多くの土蔵が建設された。

しかし、明治38年（1905）の奥羽線開通は、舟運から陸運へと輸送体系の変化を生み、商業域の変化を余儀なくされた。地区周辺の地域市場は全国市場に組み込まれ、在来産業も全国的な競争にさらされることになった。昭和前期の冷害による凶作や、世界恐慌以後にみられる生糸ほか各相場の暴落の影響も受けたほか、吉乃鉱山も第一次世界大戦後の鉱山不況や鉱毒水の影響もあいまって採掘量が低下した。こうした諸要因により地域全体の経済活動は縮小し、さらにコンクリート等の新たな建築資材が出現したこと、明治・大正期に最盛期を迎えた増田の蔵造りの文化は終焉を迎える。戦後になって増田地区の農業や商業・流通は、他地域との共存と競争をしながら現在に至っている。

こうした近世から近代にかけて蓄積された富を背景に、特徴的な妻面を持った主屋が連なる町並みが形成され、現在まで良好に残る。

## （2）保存地区の現況

保存地区は、東西約350メートル、南北約420メートル、面積約10.6ヘクタールの範囲で、主として明治から昭和にかけて建てられた建造物群が今日までよく残されている。

増田地区の町並みが注目されたのは近年である。平成11年（1999）に当時の増田町商工会が「街並みモデル景観づくり計画策定事業」を実施し、中七日町通りに「くらしつくロード」という愛称を銘打った。当時は商店街活性化策の一つとして着目されたものであったが、町並み保存へと向かう契機の一つとなった。その後、平成17年（2005）には増田町文化財協会が写真集「増田の蔵」を発刊し、翌18年には意見交換や情報交換の機会を持つことを目的に、所有者らにより「増田蔵の会」が結成され、第1回「蔵の日」が実施された。こうした取り組みにより、内蔵という文化財に光が当てられ、同時に保存と継承の必要性も周知されることになった。やがて、急増する見学需要に応じ、事前予約に応じて公開を行う所有者も現れ、徐々に「内蔵への着目」→「主屋への着目」→「町並みへの着目」とより広い視点での注目がなされるようになり、所有者による保存意識にも変化をもたらし

た。見学を受け入れる所有者の増加と、通年に見学できる体制を望む見学者の要望に応じ、平成 22 年（2010）には増田町観光協会が「増田まち巡りパスポート事業」を開始、事前予約不要で建造物の内部が見学可能になった。平成 24 年（2012）にはこの事業を廃止し、所有者個々による公開へと発展的に移行している。こうした取り組みにより、住民、見学者双方にとって町並みの保存と整備の必要性が認識されるに至った。

現在、保存地区では「梵天行事」や「月山神社神輿渡御行事」、「盆踊り行事」などの伝統行事が開催されるほか、地域住民が主体となって平成 18 年（2006）から継続しているイベント「蔵の日」の開催など、町並み保存に資する活動が継続的に実施されている。一方で通年に公開する建造物の増加により、日常的に文化財に触れる機会が設けられたことで、所有者自身による保存と活性化に資する活動も芽生えてきた。

地域住民による取り組みと並行して、市においても様々な取り組みを進めてきた。平成 12 年（2000）には当時の増田町が総合発展計画を策定し、これに伴い平成 16 年（2004）に「くらしつくロード拠点整備事業」を創設、土蔵公開のための支援体制をとった。平成 17 年（2005）の市町村合併により横手市となったのち、平成 18 年（2006）年には横手市総合計画（後期基本計画）を策定し、平成 19 年にはこれに伴い「横手市増田町まちなみ景観保護支援事業」を創設、町並み景観整備に向けた取り組みを行った。平成 21 年（2009）には公益財団法人東日本鉄道文化財団の助成による「横手市増田地区歴史的建造物整備及び保存事業」を 3 か年にわたり実施し、建造物に付加されたパラペットの撤去などの整備事業を実施した。また、同年には観光物産センター「蔵の駅」を旧勇駒酒造に開設。平成 22 年（2010）に「旧石平金物店」を公有化、平成 23 年（2011）に旧石平金物店を整備したうえで、観光物産センター「蔵の駅」を同所に移転した。同年には「旧石田理吉家」も公有化し、公開を開始した。

町並み保存にかかるソフト面での事業では、平成 20 年（2008）に「増田地区歴史的建造物調査」を増田地域センター運営協議会の協力の下、2 か年にわたり実施し、要件を満たした主屋や土蔵について、横手市指定文化財への指定や登録有形文化財への登録を進めた。その成果を受けて平成 22 年（2010）から 2 か年かけて「伝統的建造物群保存対策調査（国庫補助事業）」を実施した。これらの調査と並行し、地元住民への説明会やワークショップなどを継続的に開催した。

こうした取り組みの甲斐もあって地区内は現在でも伝統的な建築物が建ち並ぶ歴史的景観がよく残している。

### （3）保存地区の特性

増田地区は、東西、南北の旧街道（手倉街道と小安街道）が合流する場所において、街道筋を中心に町割がなされた地区である。保存地区は道路及び敷地割の形状をよく継承しており、それぞれの町境には鍵の手や道が屈曲する道路形状が残されている。また、増田地区には水路が張り巡らされており、中でも下夕堰は、かつては増田城の堀に供給されたとも伝えられ、石積の法面を残す開渠水路が、保存地区の中央部を東西に横断する。

保存地区にある中町、七日町は増田山満福寺、月山神社参道入口、東流山通覚寺という

増田地区の要所を南北に結ぶ旧街道沿いに立地しており、地割は、間口を5間から7間とする一方、奥行きは50間から70間近くあり、細長い短冊形の様相を呈している。本町や田町についても基本的に短冊形の敷地であるが、間口幅が3間から4間と狭くなる。但し、本町の東側をはじめとする内蔵を備えた敷地の場合、間口5間から6間を超える広い間口の邸宅もみられ、建物間口についてもこれに準じる。

保存地区の路線には県道川連・増田・平鹿線をはじめ、南から市道増小正門線、市道四閑線、市道縫殿中町線、市道桐栗小路線、市道七日町東線、市道駐車場線、市道学校通り線、市道吉野家小路線、市道本町平鹿線、市道登記所通線、市道昭和館通線、市道山門通線、市道新町東線、市道本町北線、市道寺北線及び朝市が開催される通称朝市通り（市道未認定）のほか、未舗装も含めた市道未認定の路地がある。

これらの路線に沿って形成された町並みは、近世来の地割形状を維持しながらそれぞれ異なった景観を見せる。旧街道である市道本町平鹿線と県道川連・増田・平鹿線沿いの本町、中町、七日町では、表通りの町並みが形成され、この主幹線を基点に東西南北各方向に伸びる路線が側面・路地部の町並みを形成し、さらに、側面・路地部の路線同士を結ぶ路線が裏通りの町並みを形成している。なお、市道山門線、市道新町東線及び市道寺北線は満福寺の境内地を横断しており、墓地や仏堂が所在している。また、地区を横断する下タ堰の流路に沿って、側面及び路地通りあるいは裏通りの町並みが形成されている。（各通りの特性については別図2のとおり。）

### 1) 表通りの町並み

県道川連・増田・平鹿線沿いの中町、七日町及び北東側の田町と、市道本町平鹿線の県道川連・増田・平鹿線との交差点より西側にあたる本町（以下、「表通り」と総称する。）は、切妻造妻入、正面に下屋庇を持つ商家建築を主とする伝統的主屋が道路に沿って並び、一部の住宅建築などに備わる前庭の樹木及び門、塀とあわせて表通りの歴史的町並みを形成している。

保存地区の市道本町平鹿線西から本町集落を東に進むと、県道川連・増田・平鹿線と直交し、その南側路線沿いが中町と七日町である。この路線が旧街道である手倉街道と小安街道にあたり、交通や輸送の中心幹線である。

なお、本町のうち、県道川連・増田・平鹿線北西側は、旧街道沿いにあたる市道本町平鹿線に対して建造物が正面を向いているため、この県道沿いは建築物の側面を見せる歴史的町並みが形成される。但し、その道路向かいにあたる県道川連・増田・平鹿線北東側の田町については、旧街道に面していないため、この県道を主たる道路として表通りの歴史的町並みを形成している。

### 2) 側面及び路地通りの町並み

保存地区内の南から市道四閑線、市道増小正門線、市道桐栗小路線、市道七日町東線、市道駐車場線の朝市通りより北側、市道学校通り線、市道吉野家小路線、市道登記所通線、市道昭和館通線、県道川連・増田・平鹿線北西側の本町集落、市道本町平鹿線の県

道川連・増田・平鹿線より東側にあたる田町集落及び朝市通りを含む表通りから延びる路地（以下、「側面及び路地通り」と総称する。）については、この通りに面する主屋や付属屋が一部にあるが、主屋や鞘付土蔵の側面外壁や塀が道路に沿って建つものが多く、側面及び路地通りの歴史的町並みが形成されている。大正末年に増田小学校が建てられた際にあわせて整備された市道学校通り線沿いには、これと同時期の植樹とみられるソメイヨシノが桜並木を形成している。

### 3) 裏通りの町並み

市道縫殿中町線、市道駐車場線の朝市通りより南側、市道本町北線及び、側面及び路地通りを結ぶ路地（以下、「裏通り」と総称する。）については、旧街道に沿う表通りに面した敷地の裏口にあたり、裏通りに該当する。店蔵、鞘付土蔵はこの通り沿いにはみられず、一部から表通りの主屋に接続する鞘付土蔵の背面を望むことが出来る。

裏通りのうち、市道本町北線、市道駐車場線及び市道縫殿中町線の市道七日町東線との交差点より南側、側面及び路地通りを結ぶ路地（以下、「裏通り①」という。）は、敷地の分筆の後に昭和30年代以降に建てられた主屋や付属屋が一部にあるほか、敷地境界に門塀がまわされ、裏庭の樹木とあわせて裏通りの町並みが形成されている。市道縫殿中町線の市道七日町東線との交差点より北側（以下、「裏通り②」という。）は、門塀とともに東に望む真人山を借景とする裏庭を設け、敷地境界に門塀がまわされる例が非常に多い。裏通り②においては、現在設置されていない場所においても、門や塀の基礎の痕跡を確認することができる。

## （4）伝統的建造物の特性

伝統的建造物には、主屋、土蔵、付属屋のほか、近代洋風建築、社寺建築がある。

保存地区の伝統的建造物は、短冊形の敷地のうち主たる道路側に面して主屋を建て、主屋に接合して鞘付土蔵を設ける例が多い。また、その背面に別棟となる土蔵、離れ等の付属屋、庭等を設けている例がみられる。こうした土蔵を支持体とし、トオリを設け鞘建物で覆った鞘付土蔵を当地域では「内蔵」、別棟となる土蔵を「外蔵」と呼ぶ。

主屋、鞘付土蔵は敷地間口いっぱいに建てられ、敷地側面が道路の場合には、主屋や鞘付土蔵の側面壁面位置は道路の近くになる。一方土蔵（外蔵）や付属屋は敷地間口に余裕を持たせ、側面に通路が設けられる場合が多い。なお、表通りから裏通りまで連続する敷地を持つ場合は、表通り側の敷地には主屋、鞘付土蔵、土蔵が配され、裏通り側の敷地には裏庭、付属屋、門、塀等が配される例が多い。

なお、保存地区は豪雪地帯であることが影響してか、江戸時代の建築物としては、鞘付土蔵のうち鞘建物の支持体となる土蔵（内蔵）で数例確認されるのみで、ほかは明治以降の建築である。特に門や塀等の工作物については大正期以前のものはみられない。

### 1) 主屋

主屋は、店舗併用住居又は専用住居として使用する建築物で、明治前期から大正期、

昭和 30 年代までに建築された伝統的な主屋が残り、時代ごとに特徴的な意匠がみられる。

外観は、切妻造妻入二階建もしくは厨子二階建、金属板葺き屋根、正面に下屋庇を設け、妻面を真壁白漆喰壁とし梁組を意匠的に見せているものが多く、化粧梁と化粧束を見せる形式もみられる。

正面下屋庇前面の開口部は玄関、窓、戸袋を並べている。開口部は後世の改造が多いが、概ね一階、二階とも木製ガラス窓の建具とし、木製の雨戸及び戸袋を設けるものが多い。古いものでは二階建具に雨戸及び戸袋のみの設えがみられるほか、一階については蔀戸の痕跡も多く確認されている。また、玄関奥に潜戸付きの大戸を用いている場合もある。戸袋は、腰部は下見板張り、上部は白漆喰仕上げとして流れの庇を設ける場合が多く、一階の戸袋は堅板または下見板張りで仕上げたものもある。二階開口部に垂木による小庇を設けているものもある。開口部の鴨居と小庇の間は、障子またはガラス欄間としている。主屋の側面及び背面外壁は堅板または下見板張りで、上部に真壁白漆喰塗の小壁を設ける場合がある。なお、外壁等には腐食対策として柿渋またはそれに煤を混ぜたものが塗布されていたとされ、黒または灰色系の外装が施されていたものとみられる。基礎は基本的に布石をまわしている。

主屋が道路の東西に面する場合は南側に、南北に面する場合は東側に玄関を設け、住宅等における専用玄関には小屋根や小庇を設ける場合がある。玄関から主屋背面側までは「トオリ」と呼ばれる土間（通り土間）を配し、通り土間に沿って居室を並べる。居室の列は基本的に一列である。通り土間は天井高を高くし、側壁の上部には高窓を設けるなど、短冊状の敷地条件における採光の工夫がみられる。下屋庇部は土間であるが、商家など建築時の職種によって前面に土間を広く設ける場合がある。開口部を中心に降雪期には雪囲いが設けられる。

主屋の屋根は、古い形式では茅葺き、板葺き（小端葺き）、石置きであったが、その後、金属板葺きとなり、現在は金属板葺のみ残っている。屋根勾配は 4 寸から 5 寸で、けらばの出は 1,800 mm 程度、軒の出は 450～700 mm 程度である。正面道路側の屋根に棟飾りを設けているものもある。屋根の金属板はコールタールの塗布もしくは地金の色により黒から灰色系の屋根が大部分を占めていた。

切妻造妻入形式の主屋は明治末年から昭和 30 年代にかけて多く建てられたが、それ以前には、切妻造妻入のほか、兜造とも称される寄棟造妻入の茅葺き屋根、切妻造妻入の石置き板葺き屋根の例も見られ、明治期には店蔵形式もみられた。基本的に古い主屋は階高が低く、時代が下がるとともに階高が高くなっている。また、少数ながら前面に埠を建てて前庭を持つ住宅がある。それぞれの前庭には 1 本のヒノキやアカマツ、ヒマラヤスギなどの常緑針葉樹が植栽され、現在では主屋以上の樹高を持つ高木となっており、地区のランドマークとなっている。

## 2) 土蔵

土蔵は、建物配置や形態から、店蔵、鞘付土蔵、土蔵の 3 種に大別される。

### ① 店蔵

店蔵は道路に面して建ち、店舗として使用する土蔵であり、現在地区内には2棟残されている。いずれも川連・増田・平鹿線沿いの表通りに面し、その背面は主屋に接合する。玄関は南側に設けられ、そこから伸びる通り土間が主屋の通り土間と連続する。切妻造平入で正面に下屋庇を設け、外壁は大壁漆喰仕上げである。店蔵形式は大正期以降にはみられないことから、古い形式であるとみられる。

## ②鞘付土蔵（内蔵）

主屋と屋根及び外壁等で接合され、主屋と連続する建築物であり、土蔵（土蔵部）を支持体としている。土蔵部は二階建で、漆喰仕上げ、置屋根とする。置屋根は土蔵横の通り土間も併せて覆い、側面壁と一体となって鞘建物を構成している。このように土蔵部が支持体となり、木造の鞘建物に包まれたものを、当地では総称して「内蔵（ウチグラ）」と呼んでいる。中町、七日町に多く見られ、本町にも少数みられる。棟札が残存しているものが多く、江戸後期から昭和前期まで幅広い年代のものが確認されている。昭和初期の資料では「内庫」と記され、「土蔵」（外蔵）と区分される。

鞘建物は木造で、土蔵部を覆うため二階建相当の高さを持ち、通り土間や蔵前の空間は吹抜けとされていることが多い。鞘建物の外観は切妻造で、側面道路や隣地に対して平部を向いている。外壁は大壁の堅板張りで、開口部が設けられている例もある。基礎は主屋と同様に布石をまわしている。蔵前の吹抜け部分の架構は、江戸期から明治期に建てられたものは和小屋、大正期以降に建てられたものは洋小屋（トラス）とされている。土蔵部の屋根上部には鞘建物の母屋及び東と垂木が載る。鞘建物は本来土蔵部を保護する役目の建物であるが、土蔵本体が鞘建物の支持体となる特殊な構造となっている。

土蔵部は切妻造妻入、屋根は漆喰で塗り込め、外壁は大壁で漆喰塗りとしており、正面と開口部の一部を黒漆喰とするものが多い。外壁を保護する木製の鞘飾がまわされているものも見られ、大正期をピークとして組子や漆塗りなどの細工に装飾的要素が強くなっていく。出入口には石段があり、明治から大正にかけて人研石や人造石の研ぎ出し仕上げが用いられる。掛け子塗の土扉が付き、片引きの裏白戸が付く場合もある。内戸には引き違いの腰高障子戸が設けられ、潜戸が付く場合が多い。ガラスが組み込まれている例もみられる。開口部には鉄格子が付き、亀甲の網が組み込まれる。掛け子塗の土扉が付く場合もある。

鞘付土蔵の通り土間は、主屋の通り土間と直線状に連続する。主屋の通り土間と同様に半公共的空間として知人や近隣住民の通り抜けに供されており、こうした特性から、鞘付土蔵の存在は比較的目に付くものであったといわれる。一方、土蔵部の内部は、主人と家族だけが出入りした私的空间であり、外部の立入りが許されることはない原則としてなかった。

鞘付土蔵の種類としては、土蔵部の内部の形態から、重要な家財道具や什器類、衣類を収納した「文庫蔵」と、ザシキを持つ「座敷蔵」に分類される。文庫蔵は一階、二階ともに板の間である。座敷蔵は、内部に和室を設けて床の間を備え、内壁は貫を漆喰で塗り込み磨き仕上げとし、木部に拭き漆等の仕上げを施したものがある。ま

た、二階に収納機能を持つため、文庫蔵としての機能も併せ持つ。大きな傾向として文庫蔵は江戸から明治期にかけて、座敷蔵は明治から昭和にかけてみられる。

鞘付土蔵は、主屋の背面に一列に並ぶ構成や、蔵前の空間や通り土間との関係など、洗練された空間構成を持つ。また、黒漆喰塗りの外壁、格子飾りや漆塗りの内部造作、重ね梁など、内外に凝った意匠が施される。鞘付土蔵の形式は増田地区以外でもみることができるが、洗練された空間構成や凝った内外意匠は増田独特のものである。このような形式は、間口が5間程度で主屋と通り土間、内蔵を一列に配置せざるをえなかつたこと、経済活動が拡大し文庫蔵や座敷蔵を設ける必要性が生じたこと、豪雪地帯である気候的条件のため蔵を格納する必要があったことなどの増田地区固有の要因から生み出されたものであるとみられる。

### ③土蔵（外蔵）

道路に接する主屋などと同一敷地内に別棟として建てられた土蔵であり当地ではこれを「外蔵（トグラ）」と呼んでいる。土蔵造平屋建もしくは二階建で、切妻造妻入、屋根は金属板葺き、外壁は基本的に大壁白漆喰塗りであり、下屋庇を持つものもある。装飾性は少なく実用的な造りとなっている。腰部は養生のため、下見板をまわしている例が多い。なお、鞘建物で覆われた場合も鞘付土蔵とは異なり、原則として通り土間を持たない。

主屋や鞘付土蔵の背面に置かれ、間口は主屋の幅より狭くなり、側面に裏通りへの通路を設けている例が多い。主屋側を正面とする場合が多く、出入口には掛け塗または裏白戸の片引き戸が付く。鉄製の片引き戸を用いている例もある。開口部には鉄格子が付き、亀甲の網が組み込まれる。鉄扉が付く場合もある。

内部は基本的に土間とし、主に資材や味噌、穀物などの収納に用いられたが、文庫蔵や座敷蔵としている例もある。

## 3) 付属屋

主屋などと同一敷地内に別棟として建築された離れや物置などの建築物がみられる。本町、中町、七日町では、奥行が長い、もしくは広い敷地において、背面側に庭を設け、付属屋を置いているものがみられる。伝統的建造物としての付属屋は当地区では少ないと、共通して背面道路より後退して建てられ、木造で勾配屋根を持つものが多い。

## 4) 洋風建築

昭和前期から昭和30年代にかけて建てられた洋風建築が残されている。古写真によれば、町役場など公共的な性格を持つ建造物に洋風建築がみられ、明治から昭和初期には洋風建築がランドマークとして大きな役割を果たしていたことが分かる。鉱山や電力開発、銀行経営等の近代産業による、増田の経済的発展を物語る遺構として貴重である。

## 5) 社寺建築

保存地区内には増田山満福寺があり、県道川連・増田・平鹿線に面して立地し、街道

を起点に東に参道を延ばす。中世の城下町の名残ともいえる増田城の鬼門に配されており、その建造物自体の文化財価値と共に、増田の町並みが形成される上で大きな要素となっている。建て替え及び改修が繰り返されており、本堂が棟札より天保2年（1831）上棟と判明している。

## 6) 工作物

保存地区内の裏通りには塀を設けているものがある。塀は木製で6尺程度の高さであり、堅板張りが多く、基礎は布石を敷く。裏通りは門が塀と一体となって建てられている例がみられ、切妻造平入、屋根は金属板葺き、門扉は木製で一間幅の棟門が多い。門扉上部には組子や連子格子の装飾がされている例があり、これとは別に格子状の柵が敷地境界にまわされている例がある。

表通りでは、中庭を持つ住宅、玄関庭を持つ住宅、下屋庇を持たない洋館や専用住宅に限り、前庭及びランドマークとなる樹木とあわせ、塀と木製の門を設けている。現存する例や古写真によると、表通りにおける塀は板塀で石段の基礎の上に土台をまわし、堅板張りとし、上部には木製の小屋根を乗せた形式が多く、板塀の上部に組子状などの装飾が用いられた例も見られる。なお、本町の表通りには昭和前期の建造とみられるコンクリート製の万年塀及び門柱が所在する。門については、門柱を建てただけの例、門柱を建て、開き戸を設ける例、門柱を建て頭貫でつなぎ開き戸を設ける例などがある。

積雪による影響もあって門や塀は建て替えが繰り返されており、昭和30年代以前に建てられたもので現存する例は少なく、現存する場合も基礎は入れ替えられている場合が多い。

また、水路は明治期の絵図に示されている流れとほぼ同じであるが、開渠となっている水路の一部には旧来の石積み工法による法面が残されている。

## （5）保存の方向

保存地区は、遅くとも近世期までになされた地割をよく踏襲し、その短冊型の敷地上に主屋と鞘付土蔵、土蔵などの建造物が建ち並ぶ区域である。こうした建造物群の集積は、周辺地域における商業中核地としての発展とともに成立し、その繁栄を背景に形成された商家町の特性を今に伝えるものである。

増田の伝統的建造物群保存地区は、この地区で営まれた生活が積み重ねた歴史の歩みを示す貴重な文化遺産と認められるものであり、市民の誇りとするものである。このことから地区住民はもとより、全市民的な理解と協力のもとに、保存地区に残る歴史的、文化的に価値の高い建造物群と周囲の歴史的環境をともに後世に伝え、地区の歴史的な特性を生かしたまちづくりを進めることによって健全な住環境の整備と産業の振興などに努め、横手市の文化基盤の向上を図るものとする。

## （6）保存の内容

- ① 保存地区の特性を踏まえ、地割や敷地の利用形態を継承する。

- ② 保存地区において伝統的建造物群の特性を維持していると認められる建築物及びその他の工作物（以下「伝統的建造物」という）を「伝統的建造物」として特定する。なお、その決定は、別項の具体的基準に照らして行う。
- ③ 保存地区を特色付ける環境要素のうち、伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、特に必要があると認められる物件（以下「環境物件」という）を「環境物件」として特定する。なお、その決定は、別項の具体的基準に照らして行う。
- ④ 保存地区内にある伝統的建造物の外観の修理については、「修理基準」を定める。その内容は伝統的建造物群の特性の維持を基本とする。
- ⑤ 保存地区内にある環境物件の現状維持及び復旧については「復旧基準」を定める。
- ⑥ 保存地区内にある伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転などに係る外観の修景及び工作物の修景については、「修景基準」を定める。その内容は、伝統的建造物群の特性に合致したものとする。
- ⑦ 保存地区の歴史的風致に伝統的建造物以外の建築物等及び工作物の外観を調和させるための基準として「許可基準」を定める。その内容は、伝統的建造物群の特性に配慮したものとする。
- ⑧ 上記の修理、復旧、修景の許可に係わる基準を適切に運用して、保存地区の歴史的風致を維持形成するとともに、地区の特性を生かした生活環境などの整備に努める。
- ⑨ 伝統的建造物の保全と地域の健全な生活環境の整備のため、豪雪対策や火災予防と万全な消火設備の設置、地震に備える耐震対策等の防災環境の整備、管理施設の設置を進める。
- ⑩ これらの目的を達成するために、防災施設・管理施設などや市有財産の修理、修景、復旧事業は市が行い、一般の修理、修景事業などで所有者が行うものについては、市の補助事業として行うことができるものとする。
- ⑪ 以上の目的の遂行にあたっては、保存地区内及びその周辺の住民、事業者によるまちづくりを主体に、市長、市教育委員会及び関係部局のほか、関連する諸団体・組織などが協力して進める。
- ⑫ 保存にあたっては、保存地区住民の生活環境の快適性、利便性、防災機能の向上や保存地区の特性を生かした生活環境の整備に十分配慮するものとする。

### 3. 保存地区における伝統的建造物及び環境物件の特定

#### (1) 伝統的建造物

保存地区において、次の建築物と工作物を「伝統的建造物」と定める。

建築物については、昭和30年代までに建てられた主屋、土蔵、付属屋並びに近代洋風建築、社寺建築で、外観の意匠、構造、使用材料などにおいて地区の伝統的建造物群の諸特性を維持していると認められるもののうち、別表1に示す物件とする。その位置及び範囲は別図3に示すとおりとする。

工作物については、昭和30年代までに建てられた塀、門及び石造物などで、伝統的な様式又は工法により伝統的建造物群の諸特性を維持していると認められるもののうち、別表

2に示す物件とする。その位置及び範囲は別図4に示すとおりとする。

## (2) 環境物件

伝統的建造物群と一緒にをして歴史的風致を形成する物件で、保存地区の歴史的風致を維持するため、特に必要と認められる自然物、土地などのうち、別表3に示す物件とする。その位置及び範囲は別図5に示すとおりとする。

# 4. 保存地区内における建築物等の保存整備計画

## (1) 保存整備の方向

保存地区内の伝統的建造物は保存状態の良いものが多く、積極的に保存・活用されている。一方で老朽化や破損、機能更新のために建て替えや改築を行っているものも少なくない。しかし、これらの大多数は適切な修理・修景により、保存地区の歴史的風致にふさわしい外観に回復することが可能である。このような現況に基づき、保存整備にあたっては、歴史的町並みの空間構成を維持することを基本とする。そのため、伝統的建造物については保存のための修理を進めるとともに、耐震性能や積雪荷重性能などを踏まえた構造補強などに努め、建物外観については復原することを念頭に置いた検討を行う。伝統的建造物以外の建築物などについては、別表6に示す町並みの特性に沿った適切な修景を進め、保存地区の景観を維持していく。

表通りは、切妻造妻入、正面に下屋庇を持つ商家建築を主とする主屋が軒を連ねる通りである。この通りにおいては、これらの諸特性を踏まえた修理、修景を進める。

側面・路地通りについては、通りに面する主屋や付属屋が一部にあるが、主屋や鞘付土蔵の側面外壁が道路に沿って建ち、表通りに連なる建築物の側面が沿う通りである。この通りにおいては、これらの諸特性を踏まえた修理、修景を進める。

裏通りは、主に敷地境界に門扉がまわされる裏通り①のほか、門扉や付属屋が連なる裏通り②がある。これらの通りについては、裏通り①または裏通り②の諸特性を踏まえた修理、修景を進める。

環境物件などについては、可能な限り現状維持を図り、必要に応じて復旧を進める。

## (2) 保存整備計画

### 1) 伝統的建造物の保存

#### ①伝統的建造物の保存整備

伝統的建造物の保存整備については、主としてその外観を維持するための修理を行う。

#### ②外観の変更が加えられている伝統的建造物の修理

伝統的建造物群の特性にそぐわない外観の変更が加えられているものについては、履歴を調査の上、然るべき旧状に復するため、別表4に定める修理基準に基づく修理を進める。修理に際しては、歴史資料、詳細な実測、痕跡などからの考察に基づく復原を行う。

#### ③防災機能の向上

保存整備にあたっては、構造耐力上主要な部分の補強、修理に努め、耐震性とともに、積雪対策を重視した防災機能の向上を図るよう努める。

#### ④建物内部の保存修理

伝統的建造物のうち、公開が可能なものについては、建物内部の復原修理も考慮する。

#### ⑤復原修理が困難な箇所への対応

伝統的建造物でも復原修理が困難な箇所は、別表 6 に定める修景基準を準用するものとする。

### 2) 環境物件の現状維持及び復旧

歴史的風致の維持や形成に寄与している環境物件については、現状維持を基本とするが、必要に応じ別表 5 に定める復旧基準に基づき復旧を行う。

### 3) 伝統的建造物以外の建築物などの修景

伝統的建造物以外の建築物などの新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更は、建物の面する通りの特性に基づき、伝統的建造物群の特性に調和するよう、別表 6 に定める修景基準に基づき修景し、または地区の歴史的風致と調和させるため、別表 7 に定める許可基準に基づき許可を受けるものとする。

### 4) 雪に配慮した保存整備

保存地区が国内有数の豪雪地帯であることを踏まえ、建築物などの修理、修景などにあたっては、特に積雪に対する防災対策に重点を置く。積雪荷重対策や積雪に対する躯体の保持、融雪や落雪に対する対策、積雪による木部の腐食防止、雪下ろし対策など、防災上の観点にも十分配慮するものとする。

## 5. 保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一緒にをなす環境を保存するために特に必要と認められる助成措置など

### (1) 経費の補助

市は、保存計画に基づく事業に対し、別に定める横手市伝統的建造物群保存地区保存整備事業補助金交付要綱により、必要な助成を行う。

### (2) 技術的援助

市は、保存地区の歴史的風致を維持し形成するため、修理、復旧、修景などに係る設計相談などの技術支援を行う。

### (3) 固定資産税の軽減

市は、保存地区内の修理や修景に資する土地および家屋に係る固定資産税の軽減に努める。

#### **(4) 保存団体等への助成**

市は、保存地区住民により組織された保存団体の活動や伝統的建造物の保存技術の向上などを目的とした団体の活動に要する経費に対し必要な補助を行う。

#### **(5) 顕彰及び普及啓発**

市は、保存地区の保存に顕著な功績を残したものや伝統的建造物以外の建築物などの修景も含め、特に保存地区に相応しい優れた事業や活動を実施した個人、団体、事業所などに対して、その功績の顕彰に努める。

市は、歴史的風致を維持向上させるとともに、良好な生活環境の形成を円滑に進めるために、市民、事業者、来街者に対する普及啓発に努める。

#### **(6) 保存技術の向上と継承**

市は、修理技術者及び技能者の育成に努め、伝統的建造物の保存技術の向上と継承を図る。

### **6. 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画**

#### **(1) 管理施設等**

保存地区内の住民と来街者が保存地区について理解を深めるために、保存地区に関する歴史資料などの保存と活用を推進し、保存地区内に適当な施設を設置することに努める。また、住民に対する町並み保存やそれを生かしたまちづくりに係る情報発信、保存地区の管理上の相談、指導にあたるための施設を設置する。また、保存地区内の適切な箇所に、標識、案内板、説明板などを設置する。

#### **(2) 防災施設等**

保存地区における火災、地震などに対する防災設備等の拡充に努める。また、豪雪地帯という事情を考慮し、積雪による破損等の対策を講じる。

このために火災、地震、積雪などの災害に対する防災計画を策定し、必要な設備や施設の設置を図る。保存地区内の消防団や住民らによる総合的な自主防災活動を奨励し、防災意識の啓発、効果的な防災訓練の実施、自主防災組織などの体制整備、初期消火体制の充実などを進める。

防災上必要な整備としては、火災に対しては出火防止、早期発見・早期通報、初期消火、二方向避難、延焼防止など、地震に対しては耐震補強の推進などによる倒壊防止、積雪に対しては除排雪及び融雪対策、積雪荷重対策、融雪や落雪に対する対策、積雪による木部の腐食防止などを目的とした効果的な施設や設備の設置を図る。

#### **(3) 環境の整備等**

保存地区において歴史を生かしたまちづくりを進めるため、町並みの変遷を考慮した整備を図るよう努める。

保存地区では、伝統的建造物及び環境物件の保存整備を進めるほか、住民の生活の場であることを踏まえ、歩行者の安全、利便性を考慮する。その際、来街者対応を兼ねて、保存地区周辺に適切な公衆トイレ・ポケットパーク、駐車場を整備する。主要な街路空間に関するところは、歴史的風致の維持、向上に向けて、道路の整備、無電柱化、歴史的水路の開渠化などの整備を図る。屋外広告物については、横手市屋外広告物条例を踏まえ、住民による自発的なルールづくりを目指す。

保存地区を取り巻く周辺地域についても、伝統的建造物や環境要素が所在し、保存地区的歴史的風致を補完していることから、文化財保護法に基づく文化財建造物の指定や登録制度を活用し保護保全を図ると共に、景観法に基づく景観計画などにより、良好な歴史的風致の維持・形成を目指す。

## 7. 保存地区の活性化とまちづくり計画

### (1) 保存地区を核としたまちづくりの推進

保存地区の歴史的風致の維持、向上とともに、住民の生活環境の向上、観光などによる地域活性化などを図る。これを進めるために、保存地区を核として保存地区周辺の歴史的市街地や、十文字駅周辺、旧吉乃鉱山など周辺地域の一体的な歴史的風致と連携した総合的なまちづくりを推進する。その際、住民と行政の効果的な協働を図り、主体的に効果的な推進体制を整える。

### (2) 地域経済活動の活性化

増田の歴史的風致を永続的に継承していくためには、地域住民の生活や経済活動が健全に維持されることが重要である。そのために保存地区を核とした歴史的風致を有する地域において観光、商業などの振興に努める。

こうした歴史的風致を生かした観光計画を別途検討することとする。

別表1 伝統的建造物（建築物）

番号	種別	員数	所在地	備考
1	主屋	1 棟	横手市増田町増田字本町 75 番地	
2	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字本町 75 番地	
3	主屋	1 棟	横手市増田町増田字本町 76 番地	
4	主屋	1 棟	横手市増田町増田字本町 80 番地	
5	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字本町 80 番地	
6	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字本町 80 番地	
7	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字本町 5 番地	
8	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字本町 5 番地	
9	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字本町 5 番地	
10	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字本町 1 番地 1	
11	主屋	1 棟	横手市増田町増田字田町 136 番地	
12	社寺建築	1 棟	横手市増田町増田字田町 58 番地	山門
13	社寺建築	1 棟	横手市増田町増田字田町 58 番地	本堂
14	社寺建築	1 棟	横手市増田町増田字田町 58 番地	庫裡
15	土蔵(店蔵)	1 棟	横手市増田町増田字中町 91 番地	
16	主屋	1 棟	横手市増田町増田字中町 91 番地	
17	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字中町 91 番地	
18	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字中町 91 番地	
19	主屋	1 棟	横手市増田町増田字中町 95 番地	
20	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字中町 95 番地	
21	洋風建築	1 棟	横手市増田町増田字中町 95 番地	
22	主屋	1 棟	横手市増田町増田字中町 96 番地	
23	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字中町 96 番地	
24	付属屋	1 棟	横手市増田町増田字中町 96 番地	倉庫
25	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字中町 96 番地	
26	主屋	1 棟	横手市増田町増田字中町 97 番地	
27	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字中町 97 番地	
28	主屋	1 棟	横手市増田町増田字中町 100 番地	
29	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字中町 100 番地	
30	付属屋	1 棟	横手市増田町増田字中町 100 番地	便所
31	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字中町 100 番地	
32	主屋	1 棟	横手市増田町増田字中町 103 番地	
33	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字中町 103 番地	
34	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字中町 103 番地	
35	主屋	1 棟	横手市増田町増田字中町 104 番地	

番号	種別	員数	所在地	備考
36	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字中町 104 番地	
37	付属屋	1 棟	横手市増田町増田字中町 104 番地	倉庫
38	主屋	1 棟	横手市増田町増田字中町 105 番地	
39	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字中町 105 番地	
40	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字中町 105 番地	
41	付属屋	1 棟	横手市増田町増田字中町 105 番地	倉庫
42	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字中町 105 番地	
43	付属屋	1 棟	横手市増田町増田字中町 106 番地 1	離れ
44	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字七日町 138 番地 1	
45	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字七日町 130 番地	
46	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字七日町 129 番地	
47	主屋	1 棟	横手市増田町増田字七日町 122 番地	
48	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字七日町 122 番地	
49	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字七日町 124 番地 2	
50	主屋	1 棟	横手市増田町増田字七日町 121 番地	
51	主屋	1 棟	横手市増田町増田字七日町 121 番地	
52	主屋	1 棟	横手市増田町増田字七日町 109 番地 1	
53	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字七日町 109 番地 1	
54	主屋	1 棟	横手市増田町増田字七日町 109 番地 1	
55	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字七日町 109 番地 1	
56	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字七日町 109 番地 1	
57	付属屋	1 棟	横手市増田町増田字七日町 109 番地 1	離れ
58	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字七日町 109 番地 1	
59	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字七日町 109 番地 1	
60	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字七日町 109 番地 1	
61	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字七日町 109 番地 1	
62	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字七日町 156 番地 1	
63	主屋	1 棟	横手市増田町増田字七日町 156 番地 3	
64	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字七日町 156 番地 3	
65	主屋	1 棟	横手市増田町増田字七日町 154 番地 2	
66	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字七日町 154 番地 2	
67	主屋	1 棟	横手市増田町増田字七日町 151 番地	
68	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字七日町 151 番地	
69	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字七日町 151 番地	
70	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字七日町 151 番地	

番号	種別	員数	所在地	備考
71	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字七日町 150 番地	
72	主屋	1 棟	横手市増田町増田字七日町 149 番地	
73	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字七日町 149 番地	
74	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字七日町 149 番地	
75	主屋	1 棟	横手市増田町増田字七日町 148 番地	
76	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字七日町 148 番地	
77	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字七日町 148 番地	
78	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字七日町 148 番地	
79	主屋	1 棟	横手市増田町増田字七日町 147 番地	
80	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字七日町 147 番地	
81	土蔵(店蔵)	1 棟	横手市増田町増田字七日町 141 番地	
82	主屋	1 棟	横手市増田町増田字七日町 141 番地	
83	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字七日町 141 番地	
84	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字七日町 141 番地	
85	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字七日町 141 番地	
86	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字七日町 141 番地	
87	主屋	1 棟	横手市増田町増田字七日町 140 番地	
88	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字七日町 140 番地	
89	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字七日町 140 番地	
90	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字中町 63 番地	
91	主屋	1 棟	横手市増田町増田字中町 63 番地	
92	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字中町 63 番地	
93	主屋	1 棟	横手市増田町増田字中町 64 番地	
94	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字中町 64 番地	
95	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字中町 64 番地	
96	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字中町 64 番地	
97	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字中町 65 番地	
98	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字中町 66 番地	
99	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字中町 69 番地 1	
100	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字中町 75 番地	
101	主屋	1 棟	横手市増田町増田字中町 77 番地	
102	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字中町 77 番地	
103	主屋	1 棟	横手市増田町増田字中町 78 番地	
104	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字中町 78 番地	
105	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字中町 78 番地	

番号	種別	員数	所在地	備考
106	主屋	1 棟	横手市増田町増田字本町 7 番地	
107	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字本町 7 番地	
108	洋風建築	1 棟	横手市増田町増田字本町 9 番地	
109	主屋	1 棟	横手市増田町増田字本町 9 番地	
110	主屋	1 棟	横手市増田町増田字本町 9 番地	
111	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字本町 9 番地	
112	付属屋	1 棟	横手市増田町増田字本町 9 番地	離れ
113	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字本町 9 番地	
114	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字本町 18 番地	
115	主屋	1 棟	横手市増田町増田字本町 18 番地 3	
116	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字本町 18 番地 3	
117	主屋	1 棟	横手市増田町増田字本町 22 番地	
118	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字本町 22 番地	
119	洋風建築	1 棟	横手市増田町増田字中町 43 番地 2	
120	主屋	1 棟	横手市増田町増田字七日町 139 番地	
121	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字七日町 139 番地	
122	土蔵	1 棟	横手市増田町増田字七日町 139 番地	
123	付属屋	1 棟	横手市増田町増田字中町 73 番地	倉庫
124	主屋	1 棟	横手市増田町増田字本町 19 番地 7	
125	主屋	1 棟	横手市増田町増田字中町 94 番地	
126	土蔵(鞘付土蔵)	1 棟	横手市増田町増田字中町 94 番地	
127	付属屋	1 棟	横手市増田町増田字中町 94 番地	便所
128	主屋	1 棟	横手市増田町増田字中町 94 番地	

別表2 伝統的建造物（工作物）

番号	種別	員数	所在地	備考
I	塀	2枚	横手市増田町増田字田町58番地	番号12の南北袖に付属
II	門	1基	横手市増田町増田字中町107番地	
III	塀	2枚	横手市増田町増田字中町107番地2ほか	番号IVの南北袖に付属
IV	門	1基	横手市増田町増田字中町106番地1	
V	塀	1枚	横手市増田町増田字七日町119番地1	
VI	塀	1枚	横手市増田町増田字本町9番地	コンクリート製
VII	塀	1枚	横手市増田町増田字本町9番地	コンクリート製
VIII	塀	1枚	横手市増田町増田字本町9番地	コンクリート製
IX	門柱	1基	横手市増田町増田字本町9番地	コンクリート製
X	塀	2枚	横手市増田町増田字七日町139番地1	番号XIの南北袖に付属
XI	門	1基	横手市増田町増田字七日町139番地1	
XII	石積 護岸	1件	中町106番地1と七日町139番地1の間 から中町61番地と中町65番地2の間まで及び中町1番地2と七日町146番地の間まで	下夕堰の一部 (中町62番地北側で東西に分岐)

別表3 環境物件

番号	種別	員数	所在地	備考
①	庭	1園	横手市増田町増田字中町95番地	庭園
②	樹木	1本	横手市増田町増田字中町107番地	カキノキ
③	樹木	1本	横手市増田町増田字中町106番地1	アカマツ
④	樹木	1本	横手市増田町増田字七日町137番地1	アカマツ
⑤	樹木	1本	横手市増田町増田字七日町126番地4	サワラ
⑥	樹木	1本	横手市増田町増田字七日町119番地1	ヒマラヤスギ
⑦	樹木	1本	横手市増田町増田字本町9番地	ゴヨウマツ
⑧	樹木	1本	横手市増田町増田字本町21番地2	ソメイヨシノ
⑨	樹木	1本	横手市増田町増田字本町21番地5	ソメイヨシノ
⑩	樹木	1本	横手市増田町増田字本町20番地3	ソメイヨシノ
⑪	樹木	1本	横手市増田町増田字本町20番地2	ソメイヨシノ
⑫	樹木	1本	横手市増田町増田字中町45番地2	ソメイヨシノ
⑬	水路	1条	中町106番地1と七日町139番地1の間 から中町61番地と中町65番地2の間まで及び中町1番地2と七日町176番地の間まで	下夕堰の一部 (中町62番地北側で東西に分岐)

**別表4 修理基準**

種 別	修理基準
建築物	痕跡を調査の上、復原的考察により各建築物固有の伝統的形式を明らかとしたうえで、原則として現状維持あるいは復原修理を行う。
工作物	痕跡を調査の上、各工作物特有の歴史的特性により現状維持あるいは復原修理を行う。

**別表5 復旧基準**

種 別	復旧基準
環境物件	伝統的町並みに調和するよう、現状維持あるいは然るべき旧状への復旧とする。

別表6 修景基準

基準項目		主屋	その他付属屋
建築物	基本事項	敷地	●現在の歴史的町並みを構成する建物間口幅を継承する。
		配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●表通り及び側面・路地通りについては、建築物の壁面位置は道路から後退させない。</li> <li>●裏通りについては道路に面して門、塀を設け、主屋の壁面を道路から後退させる。後退幅については周辺の伝統的建造物の配置に準じる。</li> </ul>
		基本形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>●表通り及び裏通りについては原則、切妻造妻入とし、側面・路地通りについては敷地特性を考慮し、寄棟造や平入も可とする。</li> <li>●一階正面に下屋庇を設け、正面の二階開口部には木製戸袋を設ける。</li> <li>●道路側に出入り口と窓を設け、玄関は東西に面する場合南側、南北に面する場合東側に設けることを原則とする。</li> </ul>
		構造	●原則、木造とする。
		建物間口	●伝統的建造物の間口に準じる。
	構造・規模	高さ	●原則、地上二階建以下とする。
		基礎	●歴史的風致を損なわないものとする。
外部意匠	屋根	形式	<ul style="list-style-type: none"> <li>●表通り及び裏通りについては原則、切妻造とし、側面・路地通りについては、敷地形状に応じて寄棟・入母屋造も可とする。</li> </ul>
		勾配	●伝統的建造物に準じる。
		軒、けらば	●軒やけらばの出の寸法は伝統的建造物に準じる。
		棟飾りなど	●伝統的建造物に準じる。

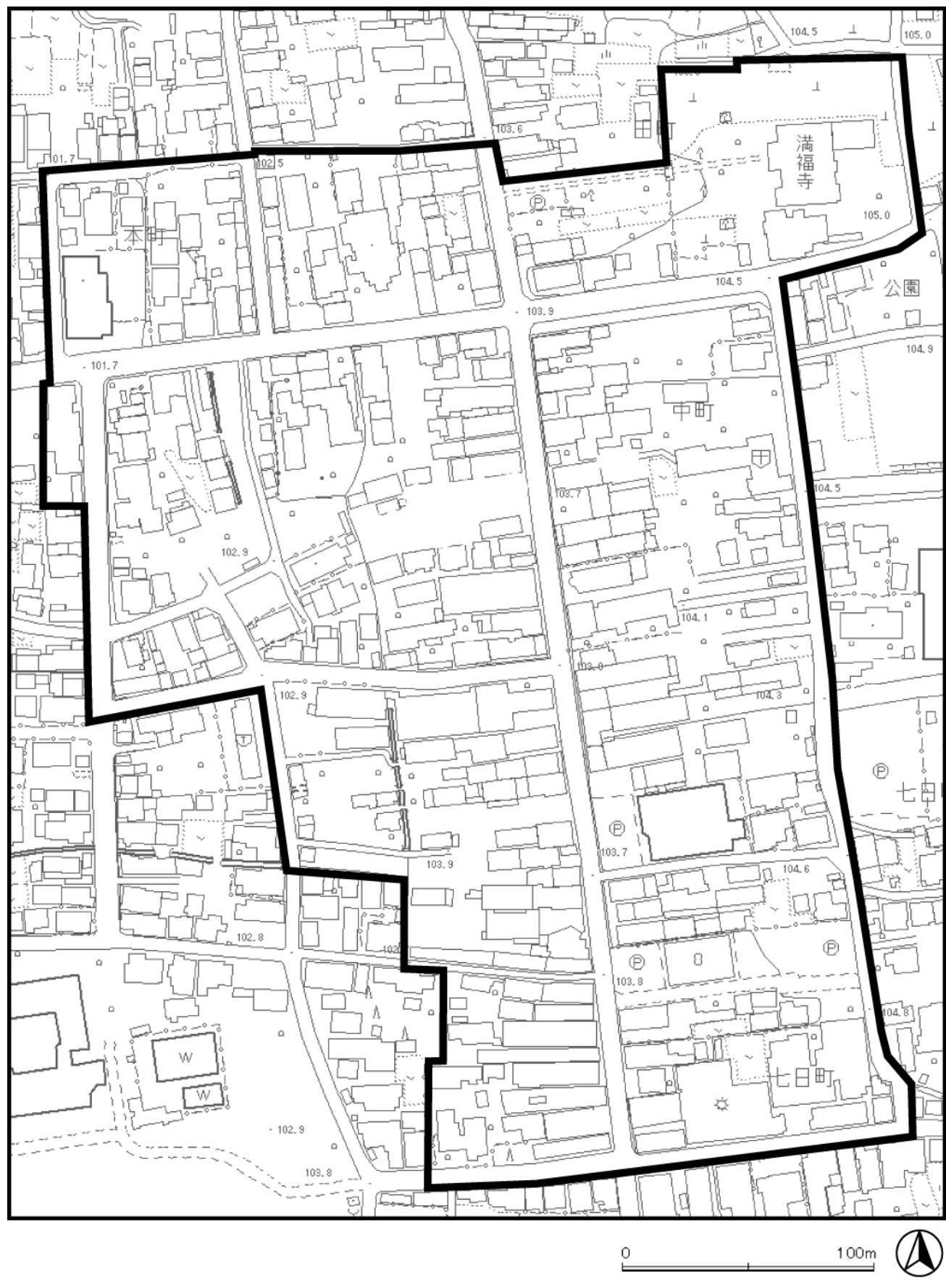
	材料	●原則、金属板葺とする。	
	色彩など	●灰色、黒、茶系統の色とする。	
下屋庇	形式	●板庇もしくは板庇に倣う形状とする。	●設ける場合は伝統的建造物に準じる。
	材料	●金属板葺きとする。	●設ける場合は伝統的建造物に準じる。
	色彩など	●灰色、黒、茶系統の色とする。	●設ける場合は灰色、黒、茶系統の色とする。
外壁及び開口部	外壁	●通りに面した妻壁は真壁白漆喰仕上げとし、二階妻面の小壁に梁組を見せる。 ●原則、外壁は板張とし堅板または下見板張りとする。 ●側面や背面の軒下部等に小壁を設ける場合は真壁白漆喰仕上げとする。	●原則、外壁は板張とし堅板または下見板張りとする。
	開口部及び建具	●各通りから望見できる箇所にある開口部は原則、木製建具とし、形態・意匠は伝統的建造物に準じる。 ●玄関及び建具の形態・意匠は伝統的建造物に準じる。 ●正面の二階開口部には原則木製戸袋を設ける。また、二階開口部に小庇を設け、開口部の鴨居と小庇の間に欄間を設ける。戸袋及び小庇、欄間の形態・意匠は伝統的建造物に準じる。 ●一階開口部に木製戸袋を設ける場合、形態・意匠は伝統的建造物に準じる。	●望見できる箇所にある開口部は原則、木製建具とし、形態は伝統的建造物に準じる。
	色彩など	●木部(構造材・板壁・建具等)は自然の素材色を基調とした色彩を原則とする。	
工作物	門	●表通りへの門の設置については、前庭を持つ場合に限る。 ●切妻造平入で木製とし、形態や高さ、基礎、屋根の勾配は周囲の伝統的な門に準じる。 ●門扉を設ける場合は原則、木製とし、形態は周囲の伝統的な門に準じる。 ●木部は、自然の素材色を基調とした色彩を原則とする。屋根または冠木を金属板で覆う場合は、灰色、黒、茶系統の色とする。	

塀	<ul style="list-style-type: none"> <li>●表通りへの塀の設置については、前庭を持つ場合に限る。</li> <li>●敷地の間口幅いっぱいに設け、木製とする。形態や高さ、基礎、屋根の勾配は周囲の伝統的な塀に準じる。塀に扉を設ける場合は、木製の板戸とする。</li> <li>●木部は、自然の素材色を基調とした色彩を原則とする。屋根または笠木を設ける場合で、これを金属板で覆う場合は、灰色、黒、茶系統の色とする。</li> </ul>
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歴史的風致を損なわないものとし、別途定める屋外広告物条例に従う。</li> </ul>
建築設備など	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則として、公共の用に供する場所から見えない場所に置く。やむをえず置く場合は、色彩や囲いなどに工夫を行う。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「表通り」、「側面・路地通り」、「裏通り」(裏通り①及び裏通り②)の各通りに面する基準を適用する。基準に該当する通りの名称がない場合、すべての通りに対して当該基準が適用されている。各通りの基準は別図2に従う。</li> <li>●「裏通り①」の特記がない場合、「裏通り」は裏通り①及び裏通り②に共通する。</li> <li>●防災施設や公共的目的のものなどで、横手市及び横手市教育委員会が特に必要と認め、横手市伝統的建造物群保存審議会の承認を得られたものは、上記の基準にかかわらず、この限りではない。</li> </ul>

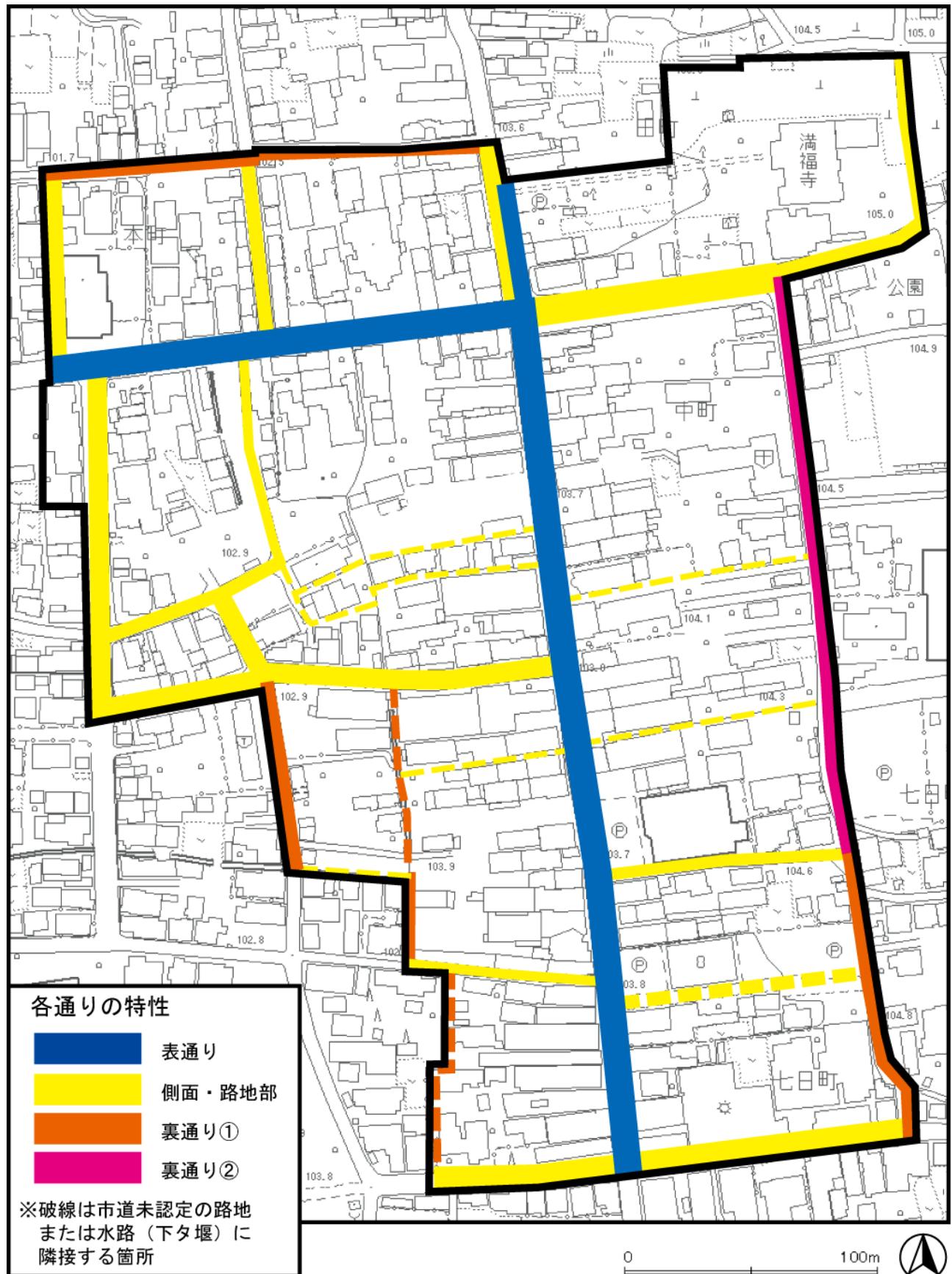
別表7 許可基準

基本事項	敷地	現在の歴史的町並みを構成する間口幅を継承する。
	配置	町並みとしての一体性と連續性を損なわないものとする。
	基本形態	歴史的風致を損なわないものとする。
構造・規模	構造	原則として木造とする。ただし、用途によりやむを得ずほかの構造とする場合は外部意匠を考慮し、歴史的風致を損なわないものとする。
	建物間口	伝統的建造物の間口に準じる。 側面、路地通り及び裏通りについては歴史的風致を損なわないものとする。
	高さ	原則、地上二階建て以下とし、高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。
	基礎	歴史的風致を損なわないものとする。
建築物	屋根	形式 原則、切妻造とする。 側面、路地通り及び裏通りについては、寄棟造、入母屋造等の伝統的建造物に見られる形態も可とする。
		勾配 勾配屋根とする。
		軒、けらば 歴史的風致を損なわないものとする。
		棟飾りなど 歴史的風致を損なわないものとする。
		材料 原則、金属板葺きとする。
	下屋庇	色彩など 灰色、黒、茶系統の色とする。
		形式 設ける場合は、歴史的風致を損なわないものとする。
		材料 設ける場合は、歴史的風致を損なわないものとする。
	外壁及び開口部	色彩など 設ける場合は、歴史的風致を損なわないものとする。
		壁 歴史的風致を損なわないものとする。
		開口部 歴史的風致を損なわないものとする。 及び建具 表通りの玄関は原則として引き戸とする。
		色彩など 歴史的風致を損なわないものとする。
工作物	門	歴史的風致を損なわないものとする。
	塀	歴史的風致を損なわないものとする。
	その他の工作物	歴史的風致を損なわないものとする。
	屋外広告物	歴史的風致を損なわないものとし、別途定める。
	建築設備など	原則として、公共の用に供する場所から見えない場所に置く。やむをえず置ぐ場合は、色彩や囲い等に工夫を行う。
駐車場・空地		なるべく道路側に塀を設けるか、樹木を植える。
土地の形質の変更		変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。
竹木の伐採・植栽		竹木の保存に努める。空き地や法面等は緑化に努める。
土砂類の採取		採取後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。

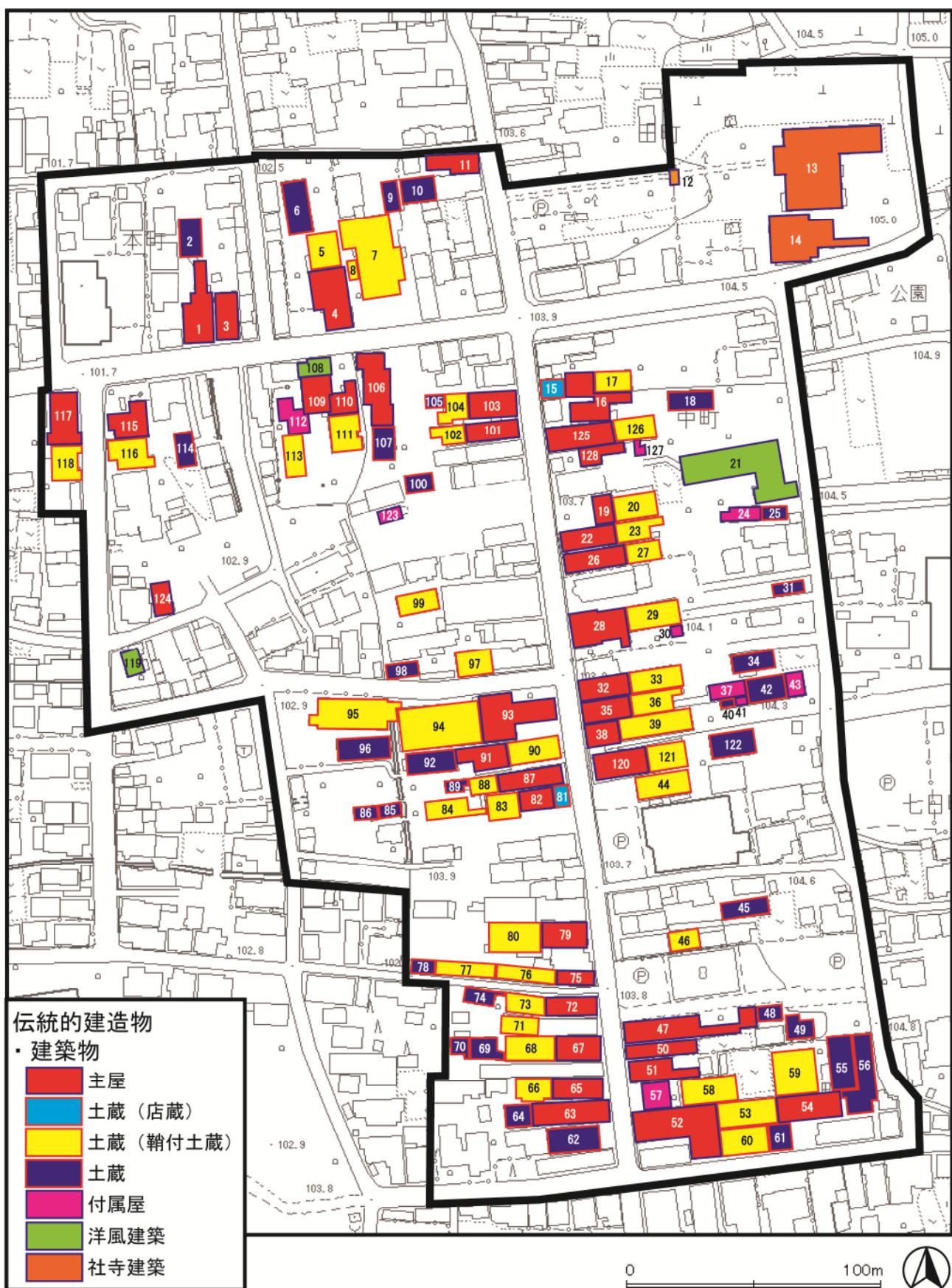
別図1 伝統的建造物群保存地区



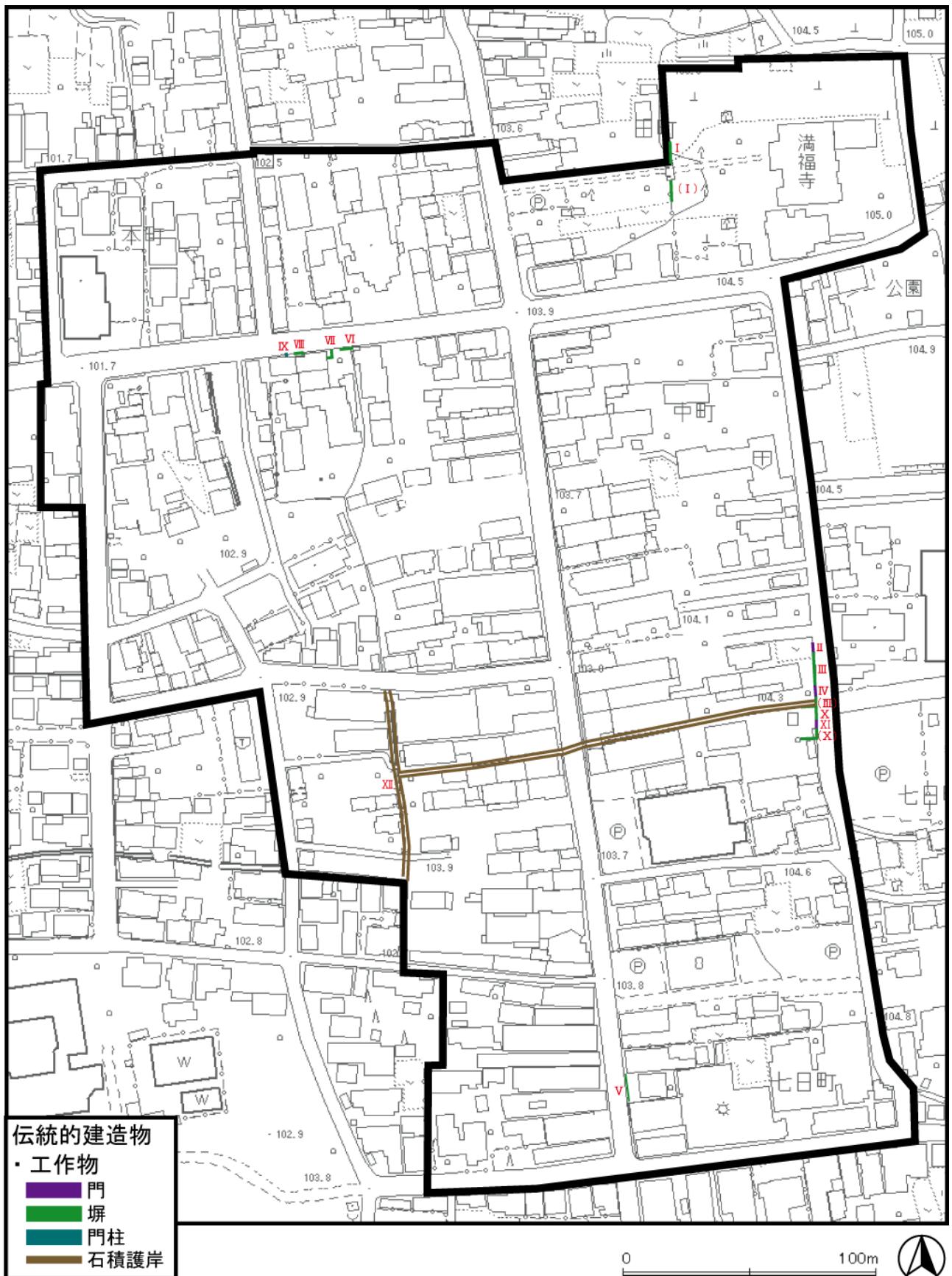
別図2 各通りの特性図



別図3 伝統的建造物（建築物）位置図



別図4 伝統的建造物（工作物）位置図



別図5 環境物件位置図

